

平成30年度予算編成方針

平成29年10月2日
津島市長 日比 一昭

我が国の景気は、個人消費は緩やかに持ち直しているほか、企業収益及び雇用情勢が改善傾向にあるなど、緩やかに回復していくことが期待されますが、海外景気の下振れにより、景気の先行きが下押しされることが懸念されるところです。

また、国の来年度予算の概算要求では、地方交付税などの地方一般財源総額は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、今年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する内容にとどまっており、地方の財政運営に影響を及ぼす制度や施策については、国及び県の予算編成等の動向を十分注視し、的確に対応していく必要があります。

このような情勢の中、歳入面では、**市税**については内需の緩やかな回復の影響は見込まれるものの、法人税の税率引下げや固定資産税に係る固定資産評価の見直し等に伴う影響により、**増収傾向の継続は厳しい状況**にあります。また、総務省の試算では、地方交付税について、前年度の繰越金が見込めない等の状況から来年度の総額を2.5パーセントの減少とする一方で、臨時財政対策債については、多額の財源不足に対応するため総額を12.9パーセントの増加としていることなどから、**依然として厳しい状況が予想**されます。

一方、歳出面においては、**高齢化の進展に伴い扶助費を始めとする義務的経費等が確実に増加するほか、他会計への繰出金も増加**する中で、社会情勢の変化や、一層、複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応していくと同時に、**将来を見据えた元気で活力あるまちづくりのため、地域の特性を生かした地域経済の活性化に取り組んでいく必要**があります。

とりわけ、地域の医療の中核を担う**市民病院は、多額の資金不足が継続**するという極めて厳しい経営状況に陥っているため、**当面一般会計から病院事業会計への特別な繰出しを行わざるを得ない状況が続くことも想定**されます。

こうした状況により、**平成30年度も引き続き多額の財源不足が見込まれるという、極めて厳しい状況**であります。

このため、歳入については、**国、県の設けた財政措置を確実に把握のうえ的確に活用**するとともに、歳出についても**一層の事務事業の見直し、経費の節減に全力で取り組み、将来にわたって持続可能な行財政基盤を確立していく必要**があります。

以上のことから、平成30年度予算は、次に掲げる「つしま成長戦略」の各項目の実現を市政の重点目標とし、効率的な行財政運営を着実に実行することで、真に必要な分野に、限られた財源を重点的かつ効果的に配分する「選択と集中」を基本として、下記に十分留意の上、編成するものとします。

なお、平成30年4月には、市長選挙が行われることから、平成30年度当初予算は「骨格予算」とします。

- 1 子ども・子育て応援都市、つしま
- 2 防災・減災のモデル都市、つしま
- 3 地域の特性を活かした交流都市、つしま
- 4 地域経済が活性化する発展都市、つしま
- 5 いつまでも健康で暮らす都市、つしま

記

- 1 行政活動の計画・立案に際しては、別に示す「予算編成留意事項」に沿って、市民にとって真に必要な施策であるかを吟味し、現下の極めて厳しい財政状況に鑑み、政策目的と具体的な施策との整合性が確保されているかを十分検証した上で、制度・施策そのものの廃止・休止を含めた徹底的な見直しを行うこと。

また、「行財政改革推進大綱」及び「行財政改革推進計画」に掲げた取組を着実に実行しながら、引き続き効率的な行財政運営に努めるとともに、「総合計画実施計画」に掲げた施策の推進に努め、本市が直面している複雑多様な課題に的確に対応すること。

さらに、老朽化が進む公共施設等について、「公共施設等総合管理計画」に掲げた基本的な方針に則って、計画的に統廃合、更新、長寿命化等に取り組み、財政負担の軽減を図ること。

- 2 一層の重点化、効率化に努め、事業の所要額を十分精査し、必要最小限の額で立案すること。

(1) 義務的経費及び性質上削減が困難な経費（①人件費的性格事業、②制度事業）については、緊急性、重要性を勘案した上で、必要最小限の額で立案すること。

(2) **⑥実施計画掲載事業**については、**別途通知された額の範囲内で必要最小限の立案とすること**。ただし、補助事業については、国及び県の平成30年度当初予算要求を踏まえた額で立案すること。

(3) **一般行政経費**（③施設維持管理経費、④単独補助金、⑤単独扶助費、⑦その他投資的事業、⑧その他の事業、⑨指定管理者制度事業）については、**各部局において事務事業の見直しを徹底して行うこと**。また、各部局における自主的な事務事業の見直しを促進するために枠配分方式としている趣旨を理解し、各部局長の

責任において、事業毎に一律的な削減を行うことなく、関係者等と十分に調整を図りながら、付与された財源の範囲内で、真に必要な施策へ重点配分すること。なお、部局単位の「予算要求枠」を超える要求は認めないので、各部局内で十分に調整すること。

- 3 **行政評価制度を活用し、成果重視の視点から、施策目標を達成するための寄与する度合いが低い事業は、廃止・休止を含め、抜本的に見直すこと。**
また、民間との役割分担に配慮しつつ、必要と認められる場合には市民・地域・民間事業者等との連携、協働についても積極的に検討すること。
- 4 **監査等における指摘事項については、事業内容及び執行方法等を十分検討のうえ、早期の是正に取り組むこと。**
- 5 **各部局に共通する行政課題については、事業の重複、競合を避けるとともに、事業効果をより高めることを念頭に、関係部課相互の連絡・調整を密にとり解決を図ること。**
- 6 **債務負担行為については、将来の財政運営を圧迫する要因となるので、制度本来の趣旨に沿って適切な運用を図るものとし、歳出予算と一体的に検討して、真に必要かつ最小限の額にとどめること。**
- 7 **特別会計及び企業会計については、特にその設置の趣旨を十分に踏まえて、常に経営改善に努め、健全な財政運営を基本とした事業執行計画に基づいて編成すること。**
- 8 **一部事務組合、出資法人等に対する財政的支援については、将来的な財政負担に配慮し、各団体の収支及び中・長期の経営計画を的確に把握した上で検討を行い、必要に応じ見直しを図ること。**